

令和 4 年 7 月 26 日

都道府県医師会長 殿  
郡市区等医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会  
会長 松 本 吉 郎  
(公印省略)

### 会費減免期間の延長について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、医師会の組織力強化は、喫緊の課題として取り組むべき最重要事項の一つであり、とりわけ、会員数の確保は対外的な側面からも早急な対応が必要であることから、本日開催の第 5 回理事会において、現在臨床研修医を対象に実施している会費減免期間の延長を決定いたしました。

会費減免期間の延長に関する詳細は、下記のとおりです。

なお、すでに、臨床研修医の会費減免措置に関しては、貴会に多大なるご協力をいただいておりますが、今回の会費減免期間の延長についても、さらなる若手医師の入会促進及び医師会員として定着してもらうための動機付けにつなげていくためには、すべての医師会において、この取り組みを実施していただくことが必要と考えております。

つきましては、貴会におかれましても、その実施に向けてご検討賜りますよう、貴職のより一段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

1. 実施時期：令和 5 年度より実施する。
2. 延長期間：卒後 5 年目までとする。
3. 卒後 5 年間の基本的な捉え方：年度単位とする。
4. 卒業年度の考え方：大学医学部の卒業年度とする。
5. 卒業月と会費減免の起点となる年度
  - 3 月の卒業者は、翌年度から 5 年度分を会費減免の対象期間とする。
  - 4 月から翌年 2 月までの卒業者は、当該年度より 5 年度分を会費減免の対象期間とする。
6. 対象となる会員区分：すべての会員区分とする。
7. 会費減免の方法：会費賦課徴収規程の「その他特別の事由」による。
8. 機関誌：『日医ニュース』及び『日医雑誌』の送付に代えて、「日医ホームページ」

ジ」「日医 Lib」で対応（既存の A①、A②(B)、B 会員で会費減免を申請する者も含む）することとする。

【ご参考：会費減免後の日本医師会会費】

| 会員区分     | 会 費       | 会費減免額    | 会費減免後    |
|----------|-----------|----------|----------|
| A①       | 126,000 円 | 60,000 円 | 66,000 円 |
| A②(B)    |           |          |          |
| (30 歳超)  | 68,000 円  | 28,000 円 | 40,000 円 |
| (30 歳以下) | 39,000 円  | 24,000 円 | 15,000 円 |
| A②(C)    | 21,000 円  | 6,000 円  | 15,000 円 |
| B        | 28,000 円  | 28,000 円 | 無料       |
| C        | 6,000 円   | 6,000 円  | 無料       |

東都医総発第 3042 号  
(地区第 1648 号)  
令和 5 年 2 月 2 日

地 区 医 師 会 長 殿

公益社団法人  
東 京 都 医 師 会  
会長 尾 崎 治 夫  
(公 印 省 略)

### 会費減免期間の延長について

平素より本会会務にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 7 月 26 日付日医発第 763 号(総務)(情シ)により、日本医師会から都道府県医師会長及び郡市区医師会長宛に通知のありました標記につきまして、改めてご通知申し上げます。

日本医師会では、喫緊の課題として取り組むべき最重要事項の一つとして「医師会の組織力強化」をあげており、とりわけ、会員数の確保は対外的な側面からも早急な対応が必要としております。そこで、現在臨床研修医を対象に実施している会費減免を医学部卒後 5 年目まで期間を延長し、若手医師の入会促進および医師会員として定着してもらうことの動機付けにつなげていくとのことです。

これを受け、東京都医師会においても日本医師会と同様に下記のとおり令和 5 年度より医学部卒後 5 年目まで会費減免期間を延長することといたしますので、貴会におかれましてもご承知おき下さいますようお願い申し上げます。

また、卒後 5 年目まで会費減免の取り組みを若手医師の入会促進につなげるためには、地区医師会のご協力が不可欠であります。貴会におかれましても実施に向けてご検討賜りますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

おって、会費減免の申請手続きについては、改めて通知させていただきますことを申し添えます。

記

1. 実施時期：令和5年度より実施する。
2. 延長期間：卒後5年目までとする。
3. 卒後5年間の基本的な捉え方：年度単位とする。
4. 卒業年度の考え方：大学医学部の卒業年度とする。
5. 卒業月と会費減免の起点となる年度
  - ① 3月の卒業者は、翌年度から5年度分を会費減免の対象期間とする。
  - ② 4月から翌年2月までの卒業者は、当該年度より5年度分を会費減免の対象期間とする。
6. 対象となる会員区分：すべての会員区分とする。
7. 現在の研修医減免について
  - ① 現在の研修医減免の「新規申請」は、令和4年度で終了とする。
  - ② すでに研修医減免を受けていて、令和5年3月に研修医期間が終了する場合は、令和5年度に「卒後減免」として新たな申請が必要となる。
  - ③ すでに研修医減免を受けていて、令和5年4月以降も研修医期間が残っている場合は研修医減免が継続される。研修医期間終了後に「卒後減免」として新たな申請が必要となる。



With corona そして Post corona の  
都民の安全安心を守るため、  
東京都医師会は近未来を見据えた  
東京の医療提供体制の構築に向けて  
尽力してまいります

(公社) 東京都医師会総務課  
TEL：03-3294-8830(直)

## 東大医師会会費 「会費減免（無料化）期間の延長」について

\*会費減免期間を医師法に基づく研修医の2年間から医学部卒後5年間へ延長する

### 1. 対象者

大学医学部卒後5年目までの会員

### 2. 減免期間

3月卒業者は、翌年度から5年度分

4月から翌年2月までの卒業生は当該年度より5年度分

### 3. 減免額

東大医師会年会費 8,000円

### 4. 開始時期

令和5年度より実施